

# 厳罰化の効果について

谷敷 夕海

- 1 はじめに
- 2 過去の少年法の厳罰化
- 3 厳罰化についての意見
- 4 おわりに

## 1 はじめに

2021年5月に改正少年法が成立した。内容としては、18歳、19歳の少年法の適用拡大、原則逆送対象事件の拡大、実名報道の解禁で主に18歳、19歳の特定少年の厳罰化であった。少年法が改正されたのは今回が初めてではない。過去にも何回か改正されている。

現状、日本は少年の犯罪件数は減ってきている。犯罪件数が減ってきている中で、少年法が改正され厳罰化されつづけた背景、または厳罰化の効果について考えてみたいと思った。

## 2 過去の少年法の厳罰化

過去に少年法何回か改正されている。2000年は刑事処分可能な年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げるという改正がなされた。背景としては、1997年の神戸連続児童殺傷事件である。事件の概要としては、当時14歳の少年が、小学4年生の女儿と小学5年生の男児を殺害。男児の切断された頭部が須磨区の中学校正門に置かれるという、猟奇的なものだった。さらに、16歳以上の少年が故意に被害者を犯罪行為によって死亡させた場合、家庭裁判所から検察官へ送致することになった。成人と同じ刑事裁判を受ける手続きが整った。

### (1) 2007年の改正

2007年の改正内容は、少年院送致の下限年齢が14歳以上から「おおむね12歳以上」に引き下げられた。背景としては、2000年代半ばになると、治安悪化と体感治安の低下

---

<sup>1</sup>法律事務局ホームページ

<https://www.iaifa.org/juvenile-law-2000-2007/> (2023年1月19日閲覧)参照。

がいわれ、安全、安心社会が協調されていた。その風潮の中、2003年の長崎男児誘拐殺人事件、2004年に佐世保小6女児同級生殺害事件などが起きた。長崎男児誘拐殺人事件とは、中学1年の男子生徒が4歳の男児を連れ去ったうえ、暴行し、大型店舗の屋上から突き落として殺害した少年犯罪である。佐世保小6女児同級生殺害事件とは、小学6年生の女子児童が学校内で同級生をカッターナイフで切り付けて殺害した少年犯罪である。これらの少年犯罪の低年齢化をうけて行われたことであった。

## (2) 2008年の改正

2008年の改正内容は被害者の遺族が少年審判や刑事裁判に参加し、加害者に対し、意見や質問ができるようになったというものだ。以前は、加害者家族などの関係者のみが入ることを許されていた。被害者側の記録の閲覧、謄写範囲を広げる、家庭裁判所が被害者側に審判の状況を説明するなどの被害者サイドに立った保護を図るもので、被害者等に配慮すべきだという意見が多かったようだ。

## (3) 2014年の改正

2014年の改正内容は無期刑の代わりに言い渡す有期刑の上限が15年から20年に引き上げ、不定期刑は短期の上限が5年から10年、長期の上限は10年から15年に引きあげになった。これは少年法が狭い範囲の不定期刑しか認めていないため、不十分な量刑しか課せられなかったというのが背景にあり、少年事件で子供を亡くした被害者遺族らから、成人に比べて量刑が軽いなどの罰則の強化を訴える声が高まっていた。また、少年事件は成人のような裁判ではない少年裁判が原則だが、審判の適正化の観点から、審判に検察官が立ち会う対象を大幅に広げ、これに対応して国の費用で付添人として弁護士をつける国選付添人が参加する機会も増やした。検察官と弁護士が参加することで、少年審判も裁判と似たような構造になった。<sup>1</sup>

少年法が厳罰化された理由として、凶悪事件をきっかけに被害者の要望を反映した、今回の改正のように整合性を図るためというのが考えられる。

## 3 厳罰化についての意見

### (1) 厳罰化は効果がある

厳罰化については効果があるかないかで意見が分かれている。厳罰化は効果があるという意見だと、少年法が厳罰化されたことによって少年犯罪が減るのではないかと、少年たちが少年犯罪について考え、少年法について考えてくれるようになるのではないかと、また、現代の少年は法で定めるところの成人よりもずっと早いペースで体も心も大人になっているので、それに合わせて少年法を改正するのは当然のことだという意見がある。他にも、少年ではないか年法適用年齢の引き下げや厳罰化では少年犯罪は減らないかもしれないが、少年

くとも未成年だから捕まっても平気だと思っているため、少年の抑止力にはなるのではないか、少年には未来があり、更生の道があるとただ単に少年を援護する少年法には何の意味もないという意見がある。

## (2) 厳罰化は効果がない

厳罰化の効果がないという意見では、少年法改正による厳罰化は少年の非行、犯罪防止にはつながらない、改正された少年法は、少年法たちの視点が抜け落ちているのではないか、加害者の少年たちに心からの反省と謝罪を促すことにはならないという意見がある。他にも、殺人などの重大犯罪を犯す少年たちは少年法が厳罰化され、罪が怖いからといって自分の行動をコントロールできる様にはならない、例え一時的に抑えても別なところでそれをさらに陰湿な形で発散するだけ、力による抑圧は大人への信頼を失わせ、少年をさらにすさませるだけだという意見がある。<sup>2</sup>

## (3) アメリカの少年法の失敗

厳罰化の先例としてあげられるのがアメリカである。改正された内容は刑事処分を適用する年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げ、16歳以上の比較的重大な非行への刑事処分を原則化するというものだった。少年法の母国アメリカは1970年代から極端な厳罰化へと進めた。少年法の厳罰化が失敗な理由はいくつかあげられる。アメリカ少年法の厳罰化は、議会や政府が、社会の混乱や矛盾から生じる根深い不安感に駆られて厳罰化を要求する世論を煽りつつ、それに迎合する形で進化した。

社会的条件の変化などに関する他の事情を差し引いたとき、少年法を厳罰化して、刑事処分適用を拡大する立法が重大犯罪を抑止する効果がなかった、というのが過去の調査研究で一致しているということだ。背景として政治経済的、文化的衰退による社会的混乱や矛盾の中で、家庭や地域社会は崩壊し、少年たちとくにその苛酷な影響が集中する大都市スラムのマイノリティの少年が将来への希望や社会への理想を失ってしまったというのがあり、厳罰化には抑止力がないことが証明されている。

また、教育や社会復帰を強調した少年法の保護処分を受けた場合に比べ、長期拘禁の刑罰を科された場合の方が、他の事情を差し引いても、あと再犯率が高いという傾向がある。

さらに、少年への刑事処分の適用拡大は刑事裁判所の過剰負担、少年用の拘禁施設の過剰収容をもたらした。この影響で少年に提供される処遇の質も低下した。施設や運営に人と予算を集中して社会復帰の支援が手薄になってしまい、再犯率を高める。「少年法の厳罰化に

---

<sup>2</sup> 「少年法改正に伴う人々の声と、少年法のこれから」

<https://gyosei.mine.utsunomiya-u.ac.jp> (2023年1月19日閲覧)

<sup>3</sup> 葛野尋之「アメリカ少年法の失敗になにを学ぶか」

Katolegalsystem.com/kodomonoshiten/shonenhoUSA.htm(2023年1月19日閲覧)

頼っても問題は解決しません。それによって得られる安心感は偽りのものにすぎません。むしろ、真の課題が放棄されることで、いっそう問題を深刻化させます。<sup>3)</sup>」とアメリカの少年法の失敗についての記事をまとめた葛野教授が締めくくっている。

#### 4 おわりに

これらのことを踏まえて厳罰化の効果について考えてみると、少年の犯罪件数が減っている現状を見ると少なくとも厳罰化は抑止力には効果があるものだった。また、凶悪な事件のものは効果がないが、軽い犯罪であれば、抑止力があるのではないかと思った。ただ、少年には健全な育成を図るための処遇が必要という少年法のことを考えると、再犯防止には逆効果なので社会復帰の難しさが再犯率を高めてしまうのではないかと思った。これはアメリカの記事にもあるが、厳しくすることで更生や支援の機会を奪われてしまうことで再犯率を高くしている。そして現状日本は再犯率が高い。

改めて、少年法厳罰化の効果はないと思った。少年犯罪は多くは衝動的なものが多い、凶悪な犯罪を犯す抑止力として少年法が働いているとは考えられないからだ。再犯率が高い現状を考えると、重い刑罰の厳罰化は必要がないと思った。